

施設基準届出事項一覧

当院では、次の施設基準等について中国四国厚生局長へ届け出ています。

〈医科〉

◆初・再診料

| | |
|--------------------|-----------------------|
| ・情報通信機器を用いた診療に係る基準 | ・一般病棟入院基本料（急性期一般入院料1） |
| ・医療DX推進体制整備加算1 | |

◆入院基本料

◆入院基本料等加算

| | |
|--|--|
| ・急性期充実体制加算2 | ・感染対策向上加算1（指導強化加算） |
| ・救急医療管理加算 | ・患者サポート体制充実加算 |
| ・超急性期脳卒中加算 | ・重症患者初期支援充実加算 |
| ・診療録管理体制加算1 | ・報告書管理体制加算 |
| ・医師事務作業補助体制加算1（15対1） | ・ハイリスク妊娠管理加算 |
| ・急性期看護補助体制加算 (25対1看護補助者5割以上) (夜間100対1急性期看護補助体制加算) (夜間看護体制加算) (看護補助体制充実加算2) | ・ハイリスク分娩等管理加算 ・呼吸ケアチーム加算 ・後発医薬品使用体制加算1 ・病棟薬剤業務実施加算1 ・病棟薬剤業務実施加算2 |
| ・看護職員夜間配置加算（夜間16対1配置加算1） | ・データ提出加算（加算2） |
| ・療養環境加算 | ・入退院支援加算 (加算1・加算3・地域連携診療計画加算 入院時支援加算・総合機能評価加算) |
| ・重症者等療養環境特別加算 | |
| ・無菌治療室管理加算1 | ・認知症ケア加算（加算1） |
| ・無菌治療室管理加算2 | ・せん妄ハイリスク患者ケア加算 |
| ・緩和ケア診療加算 | ・精神疾患診療体制加算 |
| ・栄養サポートチーム加算 | ・地域医療体制確保加算 |
| ・医療安全対策加算1（医療安全対策地域連携加算1） | |

◆特定入院料

| | |
|---|-----------------------|
| ・特定集中治療室管理料6 (小児加算・早期離床・リハビリテーション加算 早期栄養介入管理加算) | ・新生児治療回復室入院医療管理料 |
| | ・一類感染症患者入院医療管理料 |
| ・新生児特定集中治療室管理料2 | ・小児入院医療管理料4（養育支援体制加算） |

◆医学管理等

| | |
|-----------------------------------|----------------------------------|
| ・ウイルス疾患指導料 | ・院内トリアージ実施料 |
| ・外来栄養食事指導料の注2に規定する基準 | ・外来放射線照射診療料 |
| ・外来栄養食事指導料の注3に規定する基準 | ・外来腫瘍化学療法診療料1 |
| ・心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算 | ・外来腫瘍化学療法診療料の注8に規定する連携充実加算 |
| ・糖尿病合併症管理料 | ・外来腫瘍化学療法診療料の注9に規定するがん薬物療法体制充実加算 |
| ・がん性疼痛緩和指導管理料 | ・療養・就労両立支援指導料の注3に規定する相談支援加算 |
| ・がん患者指導管理料イ | ・開放型病院共同指導料 |
| ・がん患者指導管理料ロ | ・がん治療連携計画策定料 |
| ・がん患者指導管理料ハ | ・ハイリスク妊産婦連携指導料1 |
| ・外来緩和ケア管理料 | ・ハイリスク妊産婦連携指導料2 |
| ・糖尿病透析予防指導管理料 | ・肝炎インターフェロン治療計画料 |
| ・乳腺炎重症化予防ケア・指導料 | ・薬剤管理指導料 |
| ・婦人科特定疾患治療管理料 | ・医療機器安全管理料1 |
| ・一般不妊治療管理料 | ・医療機器安全管理料2 |
| ・二次性骨折予防継続管理料1 | ・生殖補助医療管理料1 |
| ・二次性骨折予防継続管理料3 | |
| ・下肢創傷処置管理料 | |

◆在宅医療

- | |
|---|
| ・在宅腫瘍治療電場療法指導管理料 |
| ・持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連續式グルコース測定 |
| ・持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合） |

◆検査

| | |
|--|---------------------------------|
| ・遺伝学的検査の注1に規定する基準 | ・遺伝カウンセリング加算 |
| ・染色体検査の注2に規定する基準 | ・遺伝性腫瘍カウンセリング加算 |
| ・骨髓微小残存病変量測定 | ・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト |
| ・BRCA1／2遺伝子検査 | ・胎児心エコー法 |
| ・がんゲノムプロファイリング検査 | ・ヘッドアップティルト試験 |
| ・先天性代謝異常症検査 | ・長期継続頭蓋内脳波検査 |
| ・HPV核酸検出及びHPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定） | ・神経学的検査 |
| ・検体検査管理加算（IV） | ・補聴器適合検査 |
| ・ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2核酸検出を含まないもの） | ・小児食物アレルギー負荷検査 |
| ・ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液） | ・経頸静脈的肝生検 |
| ・国際標準検査管理加算 | ・前立腺針生検法（MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの） |
| | ・CT透視下気管支鏡検査加算 |

◆画像診断

| | |
|---|---|
| ・画像診断管理加算1 | ・ポジトロン断層撮影・コンピューター断層複合撮影（アミロイドPETイメージング剤を用いた場合に限る。） |
| ・ポジトロン断層撮影（アミロイドPETイメージング剤を用いた場合を除く。） | ・CT撮影及びMRI撮影 |
| ・ポジトロン断層撮影（アミロイドPETイメージング剤を用いた場合に限る。） | ・冠動脈CT撮影加算 |
| ・ポジトロン断層撮影・コンピューター断層複合撮影（アミロイドPETイメージング剤を用いた場合を除く。） | ・心臓MRI撮影加算 |

◆投薬

- | |
|---------------|
| ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算 |
|---------------|

◆注射

- | | |
|------------|----------|
| ・外来化学療法加算1 | ・無菌製剤処理料 |
|------------|----------|

◆リハビリテーション

| | |
|----------------------|-------------------|
| ・心大血管疾患リハビリテーション料（I） | ・呼吸器リハビリテーション料（I） |
| ・脳血管疾患等リハビリテーション料（I） | ・がん患者リハビリテーション料 |
| ・運動器リハビリテーション料（I） | |

◆処置

| | |
|----------------------|------------------------|
| ・エタノールの局所注入（甲状腺） | ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算 |
| ・エタノールの局所注入（副甲状腺） | ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算 |
| ・人工腎臓（慢性維持透析を行った場合1） | ・ストーマ合併症加算 |
| ・導入期加算1 | |

◆輸血

| | |
|-----------|-----------------|
| ・輸血管理料I | ・貯血式自己血輸血管理体制加算 |
| ・輸血適正使用加算 | |

◆麻酔

| | |
|-----------|------------|
| ・麻酔管理料（I） | ・麻酔管理料（II） |
|-----------|------------|

◆放射線治療

| | |
|------------------|-------------------|
| ・放射線治療専任加算 | ・画像誘導放射線治療（IGRT） |
| ・外来放射線治療加算 | ・体外照射呼吸性移動対策加算 |
| ・高エネルギー放射線治療 | ・定位放射線治療 |
| ・一回線量增加加算 | ・定位放射線治療呼吸性移動対策加算 |
| ・強度変調放射線治療（IMRT） | ・画像誘導密封小線源治療加算 |

◆病理

| | |
|------------|---------------|
| ・病理診断管理加算1 | ・悪性腫瘍病理組織標本加算 |
|------------|---------------|

◆その他

| | |
|--------------------|----------------------|
| ・看護職員処遇改善評価料(60) | ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料(1) |
| ・外来・在宅ベースアップ評価料(1) | ・入院ベースアップ評価料75 |

◆先進医療

| | |
|----------------------|-------------------|
| ・タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養 | ・子宮内膜受容能検査1 |
| ・子宮内細菌叢検査1 | ・膜構造を用いた生理学的精子選択術 |

◆施設基準に適合し所定点数を算定する手術

| |
|---|
| ・皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算 |
| ・組織拡張器による再建手術(乳房(再建手術)の場合に限る。) |
| ・骨移植術(軟骨移植術を含む。)(自家培養軟骨移植術に限る。) |
| ・人工股関節置換術(手術支援装置を用いるもの) |
| ・緊急穿頭血腫除去術 |
| ・脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術(頭蓋内電極植込術を含む) |
| ・脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術 |
| ・縲内障手術(流出路再建術(眼内法)及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術) |
| ・縲内障手術(濾過泡再建術(needle法)) |
| ・鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。) |
| ・鏡視下喉頭悪性腫瘍手術 |
| ・上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)、下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。) |
| ・頭頸部悪性腫瘍光線力学療法 |
| ・乳がんセンチネルリンパ節加算1及びセンチネルリンパ節生検(併用)(乳腺悪性腫瘍切除術における) |
| ・乳がんセンチネルリンパ節加算2及びセンチネルリンパ節生検(単独)(乳腺悪性腫瘍切除術における) |
| ・ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後) |
| ・乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法 |
| ・気管支バルブ留置術 |
| ・肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法 |
| ・食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腎(腎孟)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腔腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの) |
| ・経皮の冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの) |
| ・経皮の中隔心筋焼灼術 |
| ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 |
| ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(リードレスペースメーカー) |
| ・両心室ペースメーカー移植術(心筋電極の場合)及び両心室ペースメーカー交換術(心筋電極の場合) |
| ・両心室ペースメーカー移植術(経静脈電極の場合)及び両心室ペースメーカー交換術(経静脈電極の場合) |
| ・植込型除細動器移植術(心筋リードを用いるもの)及び植込型除細動器交換術(心筋リードを用いるもの) |
| ・植込型除細動器移植術(経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの)、植込型除細動器交換術(その他のもの)及び経静脈電極抜去術 |
| ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術(心筋電極の場合)及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(心筋電極の場合) |
| ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術(経静脈電極の場合)及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(経静脈電極の場合) |
| ・大動脈バルーンパンピング法(IABP法) |
| ・経皮的下肢動脈形成術 |
| ・腹腔鏡下リンパ節群郭清術(側方) |
| ・骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法 |
| ・腹腔鏡下胃切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合) |
| ・腹腔鏡下噴門側胃切除術(内視鏡支援機器を用いる場合) |
| ・腹腔鏡下胃全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合) |
| ・バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術 |
| ・体外衝撃波碎石破碎術 |
| ・腹腔鏡下肝切除術 |
| ・腹腔鏡下脾腫摘出術 |
| ・腹腔鏡下脾体尾部腫瘍切除術 |

◆施設基準に適合し所定点数を算定する手術

- ・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ・腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・体外衝撃波腎、尿管結石破碎術
- ・腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡的手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡的手術用支援機器を用いるもの）
- ・腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法
- ・膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）
- ・尿道狭窄グラフト再建術
- ・人工尿道括約筋植込・置換術
- ・精巣温存手術
- ・精巣内精子採取術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- ・腹腔鏡下仙骨腔固定術
- ・腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術
- ・体外式膜型人工肺管理料
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・レーザー機器加算

【入院時食事療養費】

- ・入院時食事療養（I）・入院時生活療養（I）

管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

〈歯科〉

◆初・再診料

- | | |
|-------------------|------------------|
| ・初診料（歯科）の注1に掲げる基準 | ・歯科外来診療医療安全対策加算1 |
| ・歯科外来診療感染対策加算1 | |

「院内感染防止対策」「医療安全管理対策」に努めています。歯科・口腔外科医療機器等は患者さん毎に滅菌消毒を行っています。医師は医療安全対策に係る研修を修了しています。緊急時は救急部と連携して対応する体制を整えています。

◆医学管理等

- | | |
|----------------|-----------------|
| ・医療機器安全管理料（歯科） | ・クラウン・ブリッジ維持管理料 |
|----------------|-----------------|

◆その他

- | | |
|------------------|-------------------------|
| ・歯科治療時医療管理料 | ・CAD/CAM冠及びCAD/CAM インレー |
| ・歯科口腔リハビリテーション料2 | ・口腔病理診断管理加算1 |
| ・口腔粘膜処置 | |

山口県立総合医療センター院長

令和8年1月1日現在